

ア 利根川（田中調節池・基準水位観測所 芽吹橋）

避難勧告等の発令を判断する基準地は、浸水が想定されている各対象地区の堤防とする。
 なお、利根川右岸92.0～93.5km付近（柏市花野井～大室 重要水防箇所Aランク）
 の堤防高が最も低いため、この地点を特に注意する。

【対象地区】

大青田、大室、大室2丁目、大室3丁目、小青田、小青田3丁目、小青田4丁目、小青田5丁目、根戸、花野井、布施、布施新町1丁目、布施新町2丁目、布施新町3丁目、布施新町4丁目、船戸、船戸1丁目、船戸2丁目、船戸3丁目、弁天下、上利根、新利根、布施下

種 類	内 容	基準（各対象地区前の堤防）
避難準備・高齢者等避難開始 （警戒レベル3）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 要配慮者の避難の開始 ■ 避難勧告（警戒レベル4）・避難指示（緊急）（警戒レベル4）が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 田中調節池周囲堤の水位が上端から4.0mに到達し、引き続き田中調節池内の水位上昇が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
避難勧告 （警戒レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 危険区域の住民が避難すること 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 田中調節池周囲堤の水位が上端から3.0mに到達し、引き続き田中調節池内の水位上昇が見込まれるとき ■ 田中調節池周囲堤等の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災）を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
避難指示（緊急） （警戒レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 危険の切迫性があり緊急的に避難すること ■ すでに避難が困難となっている可能性があり、この状況になる前に避難を完了しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 田中調節池周囲堤の水位が上端から2.5mに到達し、引き続き田中調節池内の水位上昇が見込まれるとき ・ 堤防の決壊を確認したとき ・ 河川管理施設の大規模な異常（堤防の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき ・ その他市長（本部長）が必要と認めるとき